

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に

基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係） 執行機関 （略）	事 務 （略）	別表（第二条関係） 執行機関 （略）	事 務 （略）
教育委員会	広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）による修学奨学金及び入学準備金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）による修学奨学金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	高等学校等の教育活動における情報通信機器その他の機器の導入及び情報通信ネットワークの利用に係る給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。